

恐れて歸宅を詐さず、之れが代償として慰勞金の名稱の下に一人十圓を支給し、或は三食以外にビール、サイダーの如き飲料を供へ、更に又蓄音器、落語、浪花節等の餘興を備へて、従業員の御機嫌を取結ぶ等、之れが爲め會社の負擔せる費用は相當巨額に達せり。

茲に最も滑稽に近き一事は、所謂罷業破りを爲して就業を續けし従業員等は、會社の窮狀を目撃して自己の要求を呈示すべきは此時なりとし、助手田中貞二郎外二十名は連署して臨時手當の増給を申出でたるに寛量なる會社は之を認諾したるが如き、又罷業團の軟化職工引止策の効果を奏するや、會社は次第に辛辣なる方法を案出し、官憲を裝ひたる勸誘員を派して強ひて職工を就業せしめたるため労働者側より人權蹂躪の名の下に警察部に抗議を申込まれ、注意を受くるに至りし事もありぬ。

會社、職工側對峙中の挿話としては、前電業員組合長にして第一回交渉に於ける代表者たりし佐藤安太郎氏は、多數職首者の復職を得ざるは其因責又同氏にありとなし、十三日會社に向け罷業者復歸に就いて斡旋すべき旨申出でたるも、會社は之れが爲め更に友愛會の感情の激發するを虞れ、其中出でを許容せざりき。

▽幹部の最後決心

警察の壓迫干渉到らざるなきに對し之に抗議を提出し、且諒解を得べく、十二日友愛會の賀川豊彦

藤岡文六（友愛會神戸聯合會主務）兩氏は加賀美特別高等課長を訪問するところあり。加賀美課長は團體交渉權の内容に就て友愛會の意嚮を聴取せり。翌十三日加賀美課長よりの電話にて西尾主事、藤岡主務、賀川豊彦の三氏は警察部長官舎に田中部長を訪問したり。田中部長は更に團體交渉權に就て説明を求め、賀川氏之に應ず。労働者問題に就て第三者たる部長は、賀川氏の巧なる説明に満足し「そう云ふものを會社が拒むには當らぬでないか」と自ら賛成の意を表し、且友愛會幹部の爭議解決に對する最低案を求む。西尾氏の之に對して答へたるところは十七日の解決全文同様なるは注目し値すべし。

此日、友愛會幹部の胸中には、罷業勝利の成算殆どあらず、慘敗の日は目前に來れりとされたるため、警察部長官舎よりの歸途自動車中、西尾主事は、隣に座せる藤岡氏を顧み「愈やらうか」「うんやつつけねば仕方があるまい」と苦がき吐息とともに交談せり。賀川氏は「やつつける」とは何を意味するかを知りて撫然たり。西尾、藤岡兩氏は十三日愈やつつけるべく聯合會の東書記に語りしが、東書記は當初不賛成なりしも、亦止むを得ざるべしとなし、更に一人の同志を得たりしが、其夜は手違となり、十四日には局面展開して、其事を要せざるに到れり。

十一日夜國粹會より仲裁を申込み來る。爲に翌十二日、西尾主事は單身築港なる、國粹會副會長代議士樋口伊之助氏方に到りしに所謂阪神の親分殆ど顔を揃へて其席にあり。西尾主事より團體交渉權